

無線 LAN の導入について

1 無線 LAN の導入について

タブレットの通信環境の改善のための無線 LAN (Wi-Fi 環境) の整備及び各会派控室の LAN 回線等の切替作業については、3 月末で完了。

2 無線 LAN を整備した個所について

- ・ 本会議場
- ・ 8 階～9 階 各会議室
(第 1 会議室～第 8 会議室、大会議室、中会議室、小会議室、議会応接室)
- ・ 6 階～7 階 会派控室
- ・ 5 階 正副議長室及び応接室、議会図書室

3 利用できる端末について

セキュリティ上の観点などから、議会タブレット (Surface3) のみに限定となります。

4 今後の予定について

第 2 回定例会から、議会審議の際のタブレット端末での資料閲覧は、LTE 回線ではなく、無線 LAN を活用した形が中心となります。それまでの間 (閉会中) は、試用期間となります。利用方法については、別添資料 8 「無線 LAN の利用方法について」のとおりですが、試用の際に何か問題が生じた場合は、議会局総務課までご連絡いただくようお願いします。